

京都市立小中学校耐震化 PFI 事業提案審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市（以下「市」という。）が実施する京都市立小中学校耐震化 PFI 事業（以下「事業」という。）に関する事業者を競争性、公正性、透明性を確保し選定するため、学識経験者等からの意見を聴取し、審査を行う京都市立小中学校耐震化 PFI 事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定方式の検討に関すること。
- (2) 事業者の募集要項の検討に関すること。
- (3) 事業者の選定基準の検討、作成に関すること。
- (4) 事業者からの応募書類の審査、評価に関すること。
- (5) 事業者の選定に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は次の各号の一に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 事業に関し専門的な知識を有する学識経験者
- (2) 当該対象施設の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には、委員の互選により選任された委員をもって充てる。

3 委員長は、審査委員会を総括する。

4 副委員長には、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 審査委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 5 委員長は、審議上必要があると認めるときは、会議に諮り会議を公開しないことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は委嘱した日から平成22年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室が行う。

- 2 市が委託したアドバイザー等は、審査委員会の事務局に参加する。
- 3 京都市教育委員会事務局総務部教育環境整備室の職員、アドバイザーその他審査委員会に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の審査委員会は、市長が招集する。